

水道用サドル付分水栓先行取付工事特記仕様書

平成 21 年 8 月 7 日

令和 3 年 4 月 1 日 制定

本仕様書は横浜市水道局が発注する工事に伴い、給水管取付替工事における水道用サドル付分水栓の先行取付工事方法について明記したものである。施工手順・施工方法・品質管理等について本仕様書にしたがって施工するものとする。

1 趣旨

水道用サドル付分水栓先行取付工事とは、新設配水管材に水道用サドル付分水栓を取付けてから配水管布設するものである。ただし、配水管布設時には穿孔作業は行わない。

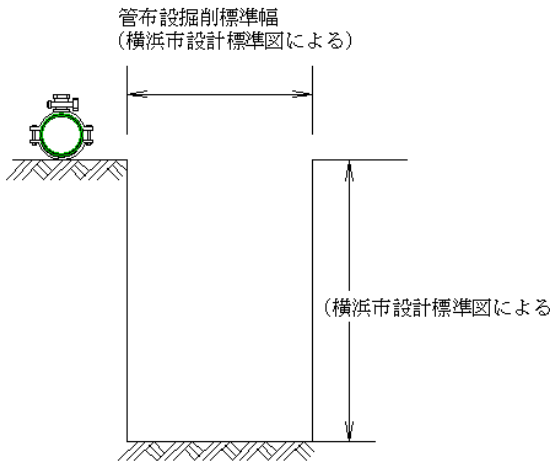
本仕様書は、横浜市水道局が発注する配水管新設改良工事等に伴う給水管取付替工事に適用する。なお、本仕様書に記載の無い事項については、横浜市水道局「水道工事標準仕様書」「水道工事施工管理基準」「設計標準図」「給水装置工事設計・施工指針」による。また、水道用サドル付分水栓の取付施工は水道法施行規則第 3 6 条第 2 号の規定による「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が適切に従事または監督を行うようにすること。従事、監督または品質管理にあたっては別途横浜市水道局の定める「水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書」に沿って行うこと。

2 施工順序

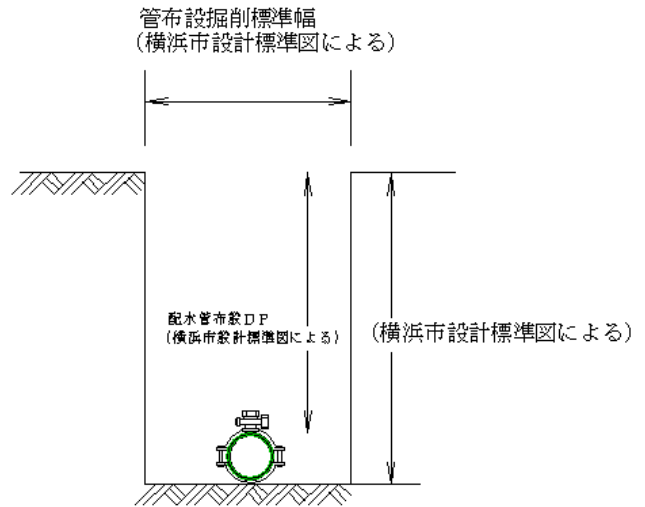
- (1) 新設配水管布設に先立ち、給水管取付替工事を施工する「適切に作業を行うことができる技能を有する者」は給水引込管の布設箇所を把握し、水道用サドル付分水栓の取付箇所を定める。
- (2) (1)で定めた位置において、新設配水管を布設する前に、新設管に水道用サドル付分水栓を取り付ける。(図 1) ただし、この時に穿孔作業は行わない。
- (3) 水道用サドル付分水栓を取付けた新設配水管を管布設掘削標準幅の布設掘山に水道用サドル付分水栓の穿孔機取付部が管頂となるよう布設する。(図 2)
- (4) 布設・埋戻完了後、管内洗浄・耐圧試験等必要作業を行う。(図 3)
- (5) (4)の後、給水管取付替工事の施工を行う。給水管取付替工事は(図 4)のように掘削するものとし、穿孔作業以降は通常施工順序とおり給水管取付替工事を行う。

(図 1)

(分水サドル設置)

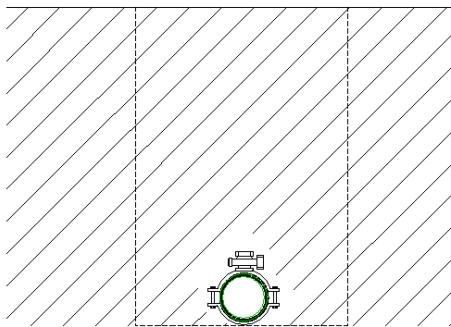


(図 2)



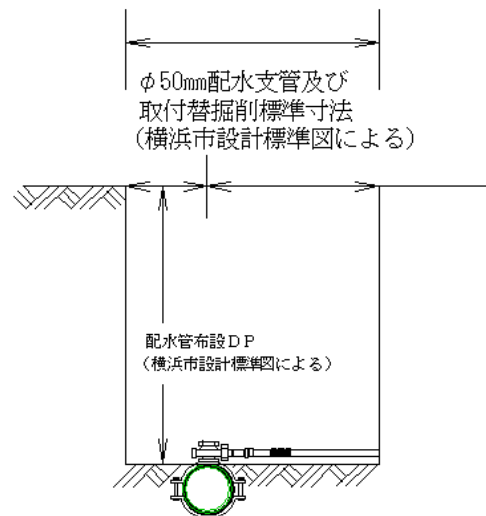
(図 3)

埋設後、配水管の通水・洗浄・耐圧確認等
必要作業実施



(図 4)

(分水サドル穿孔作業)



※ (図 4) の掘削深さについて、設計標準図 (φ 50 mm配水支管及び取付替掘削標準図) によらず、設計標準図 (配水管の最小埋設深さ (導水管、送水管、工業用水管含む)) の水道局基準土被り (m) を掘削の床付けとすること。